



当院組合婦人部では、毎年二つの行事を恒例として行っています。その一つは、テーブルマナーの開催です。今年度は十月二十七日に「ホテルコロム講習会を開催して」。

浜松赤十字病院職員組合

の午後の一時間を利用して行いました。参加者は五九名で、そのうち三三名が現場で実際にミニチュアガーデンを作成しました。講師は近隣のお花屋さん（住吉ガーデン・グリーンライフ）が快く引き受けくださいました。

最初に鉢植えの基本として、土の入れ方、植物の植え替え方、植物の配置の仕方など実技を交えて説明して頂き、その後、一人一人自分のミニチュアガーデンを作成しました。八種類のお花が思い思いの場所に植え込まれ、最後にミニフェアを行っています。

今年度のミニチュアガーデン講習は十二月一日（土）の午後の二時間を利用して行いました。参加者は五九名で、そのうち三三名が現場で実際にミニチュアガーデンを作成しました。講師は近隣のお花屋さん（住吉ガーデン・グリーンライフ）が快く引き受けくださいました。

正しく運用されていますか？ 昇格基準の特定級

昇格基準の運用に関しては、昇格基準表に基づいて、昇格の3要件、すなわち「必要在職年数（含経験年数）」「必要在級年数」、及び「基準級号俸」を満たし、昇格対象者は属する級に2年以上在職していることが必要です。ただし注意点として、「基準級号俸」の「～号俸以上」とは、その号俸になる時点での昇格すると解釈します。

なお、平成8年度から実施されている昇格制度により、下記の表に規定されている特定級への昇格の際は、1号俸上位に格付けがなされます。ただし、「平成4年4月1日から平成7年3月31日の間に1度も昇格がなく、平成8年4月1日から平成14年3月31日までの間に最初に昇格させた場合」は、これに該当しません。

この運用方法は、日赤新労賃金委員会発行「昇格基準の取扱い」及び「昇格基準の運用手引き」に記載されています。特に、昇格時にこの特定級による運用が誤っているケースが報告されていますので、各単組でも是非個別に再確認してみてください。

特 定 級 表	俸 給 表		職務の級
	一般職俸給表	医療職俸給表	
(一)	(一)	4級	
(二)	(二)	2級	
医療職俸給表	(一)	2級	
医療職俸給表	(二)	3級	
医療職俸給表	(三)	3級	
福祉職俸給表		2級	

今回作ったミニチュアガーデンは、冬から初夏にかけて半年くらい楽しむことができます。持ち帰られたミニチュアガーデンたちは庭先や玄関や窓辺できれいに咲いて、きっと私たちをお花が思い思いの場所に植えさせてくれることでしょう。

（婦人部）

ミニチュアガーデン 講習会を開催して

シコルドにおいて、イタリア料理のテーブルマナーを開催しました。マナーの説明を受けながら、イタリア料理を堪能することができます。もう一つは、今回で紹介するミニチュアガーデン講習会です。昨年度はクリスマスリース作りでしたが、他にも七宝焼や果実酒、アレンジフラワーなどを毎年趣向を凝らして開催しています。

記念式典に先立ち、本部より紹介いただいた安田リスクエンジニアリング㈱の村田勝先生より、「医療機関におけるリスクマネジメントについて」と題してご講演いただきました。

十二年度第二回中央委員会に参加された皆さんは存じかと思いますが、医療事故紛争の現状と予防策の検討を中心に行なってきました。

当院も「医療事故防止マニュアル」を作成中で、今後参考にさせていただきたいと思います。

式典に入り、浜崎中央執行委員長、川村病院長よりご祝辞をいただきました。

浜崎中央執行委員長には中

央執行委員会開催中といふお忙しい中ご臨席賜り、また、病院長も今年度赴任されましたが、組員も熱心に聴講させていただきました。

浜崎中央執行委員長には中

央執行委員会開催中といふお忙しい中ご臨席賜り、また、病院長も今年度赴任されましたが、組員も熱心に聴講させていただきました。

浜崎中央執行委員長には中



組合結成20周年 記念式典を挙行

—飯山赤十字病院職員組合—



労働法Q&A

1. 法定時間外労働は、1日8時間、1週40時間を超えた実労働時間

労基法は、原則として使用者が労働者を1日8時間、1週40時間を超えて労働させると刑事罰を課すとしています。しかし、使用者が下記の要件を満たせば、労働者を法定時間外労働させても、刑事罰は受けません。

①三六協定の締結・届出（法定時間外労働協定の締結）

②最低2割5分増しの割増賃金の支払い

③法定時間外労働の合意

2. 三六協定は、単に使用者が刑事罰を受けないという使用者だけが必要なアイテム

3. 違法な法定時間外労働

①三六協定を欠いたケース

法定時間外労働は、民事的効果として、業務命令として認められないことになります。また、この場合でも使用者は割増賃金を支払わないと刑事罰を受けることになります。

②三六協定で締結した内容に違反したケース

三六協定で定めた時間外労働の限度を超えた場合の、使用者の刑事责任が

「法定時間外労働と三六協定」

争われましたケースを紹介します。

大阪高裁は、労基法64条の2の1項（事件当時61条）で「女子については1日2時間、1週6時間を超える時間外労働をさせてはならないことを規定しているので、本件のように、女子労働者について三六協定において時間外労働を1時間と定めている場合には、これを超える時間外労働をさせてても1日2時間（現行法では廃止）、1週6時間の制限内である限り同法61条には触れないから、同条の違反と言ふことはできない」が、「8時間労働の原則に対する例外規定である、同法36条に定める条件を充たさない場合として、男子労働者の場合と同様に、右原則に戻り、同法32条1項（現行法は2項）違反の罪を構成する」としました。

明治大学法学部講師
松岡 二郎



（書記長・宮崎修）

【場所】ホテル日航豊橋

【日時】平成十三年二月二十六日（月）